①受験要件の確認

1　受験要件について

〈対象者〉

区分	【受験要件】 ●次の第１号および第２号に従事（要援護者に対する直接的な対人援助業務）した期間が通算して５年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上である者
第1号	**法定資格保有者** 次の法定資格を有する者が、その資格に基づき従事（要援護者に対する直接的な対人援助業務）した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 **※第１号（法定資格保有者）に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間および従事日数は、免許の登録の日以降が算定されます。** 【参考：Ｐ24「勤務期間算定に関する具体例」(1)・(2)】
第2号	**相談援助に従事する者** **別紙１（Ｐ４）**に掲げる相談援助業務に従事した期間 **※第１号法定資格の有無は問いません。**

【実務経験の考え方等について】

1　いずれの区分においても、**要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。**
※法定資格を有していても、教育・研究・事務・営業販売等の業務は算定できません（Ｐ19、問５参照）

2　提出された実務経験証明書により受験要件を審査します。
※提出された実務経験証明書で受験要件が確認できない場合は、法定資格に基づく業務であることが分かる書類、また施設・事業所の概要等が分かる書類など追加書類を求める場合があります。（Ｐ20、問７参照）

3　受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。（Ｐ20、問10参照）

4　第１・２号の受験要件をそれぞれ合算（重複期間を除く）して、通算５年以上かつ900日以上の実務経験があれば該当になります。また、複数の勤務先の実務経験を合算して、通算５年以上かつ900日以上になる場合は、勤務先ごとの実務経験証明書の提出が必要です。

5　施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等により証明することが可能な場合があります。（Ｐ23、問20参照）

別紙１　相談援助業務に従事する者の範囲

（介護保険法施行規則第１１３条の２第２項第ロ関係）

１　次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者			
区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
1	**特定施設入居者生活介護** 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第１項第１号
2	**地域密着型特定施設入居者生活介護** 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法第８条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第１項第１号
3	**地域密着型介護老人福祉施設** ●特別養護老人ホーム（29 人以下）	生活相談員	介護保険法第８条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第１項第２号
4	**介護老人福祉施設** ●特別養護老人ホーム（30 人以上）	生活相談員	介護保険法第８条第 27 項に規定する介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第２条第１項第２号
5	**介護老人保健施設**	支援相談員	介護保険法第８条第 28 項に規定する介護老人保健施設 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第２条第１項第４号
6	**介護予防特定施設入居者生活介護** 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む） ●その他厚生労働省令で定める施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第１項第１号
7	**指定特定相談支援事業** ●計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条第 18 項に規定する計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第３条
8	**指定障害児相談支援事業**	相談支援専門員	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の２の２の第７項に規定する障害児相談支援 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第３条
9	**生活困窮者自立相談支援事業**	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第２条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年７月 27 日社援発 0727 第２号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添１）自立相談支援事業実施要領３（２）ア

※参考「勤務期間算定に関する具体例」

実務経験５年以上を満たすケース

（1）特定施設有料老人ホームで介護福祉士として介護業務に従事

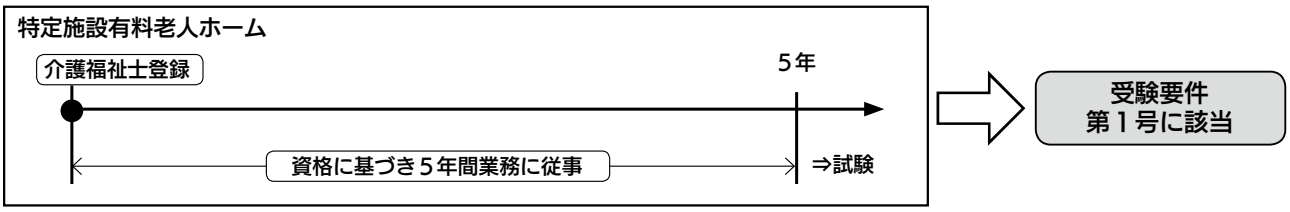

（2）４月１日から病院に勤務、（准）看護師免許登録は５月 12 日

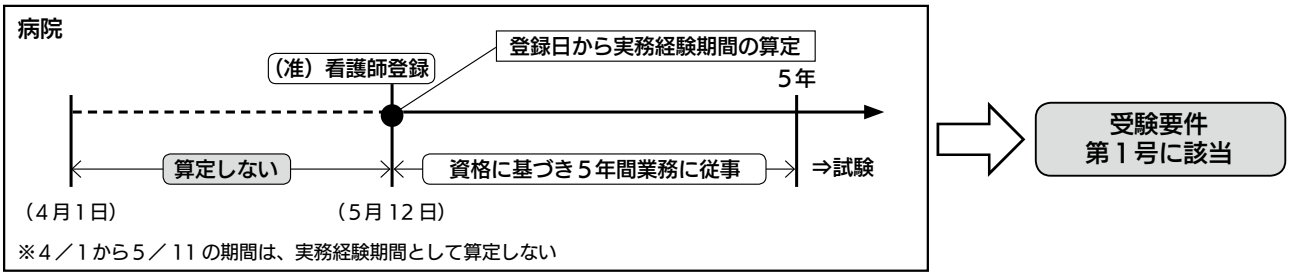

（3）特別養護老人ホームの生活相談員として勤務。翌年の１年間産休育休を取り、復職してから３年間勤務。

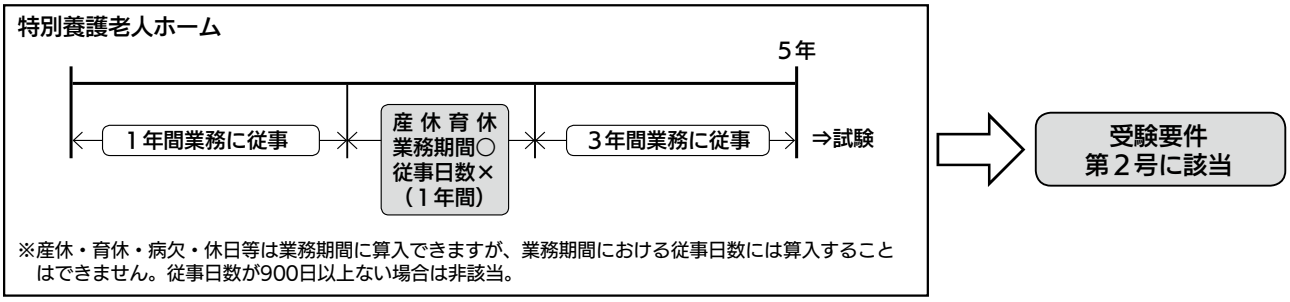

（4）介護老人保健施設の支援相談員として３年勤務。その後社会福祉士の資格を取得し地域包括支援センターに２年勤務

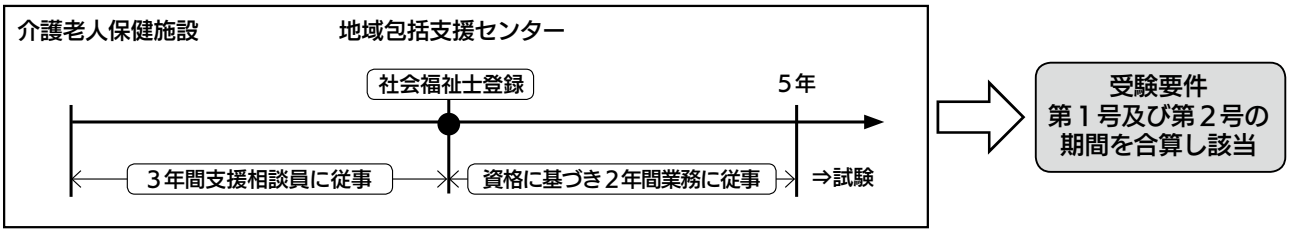

実務経験５年以上を満たさないケース

※受験資格要件を満たさない

（5）特定施設有料老人ホームで介護業務をしているが、介護福祉士の登録日からは３年の実務経験しかない

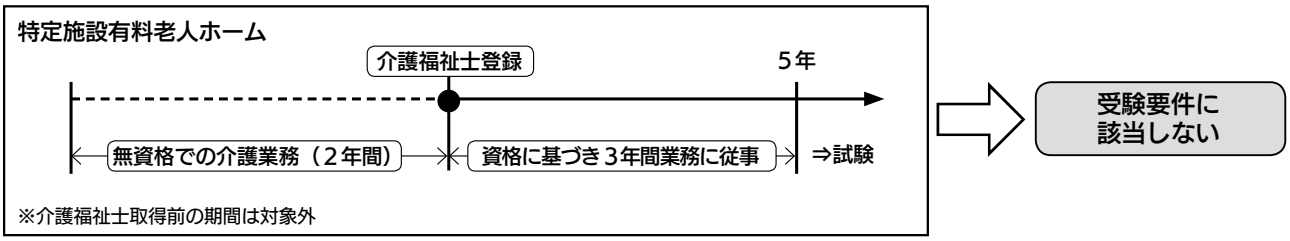

（6）特定施設有料老人ホームで介護職員初任者研修（旧：ホームヘルパー）の資格で介護業務をしている

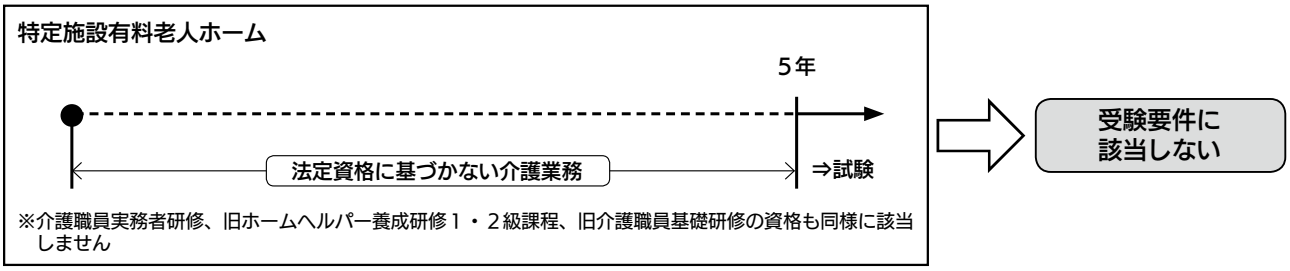

（4）実務経験証明書の考え方

・実務経験証明書の証明日で、５年かつ 900 日以上の要件（期間・日数）を満たしている場合は ①へ
・試験の前日（10 月 13 日）までに、５年かつ 900 日以上の要件（期間・日数）を満たす予定の場合は ②へ

①実務経験証明書

（例）平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで介護福祉士として勤務

※５年かつ 900 日以上の期間・日数が証明日より前に要件を満たしている場合は【様式３－１(P36)】を提出する

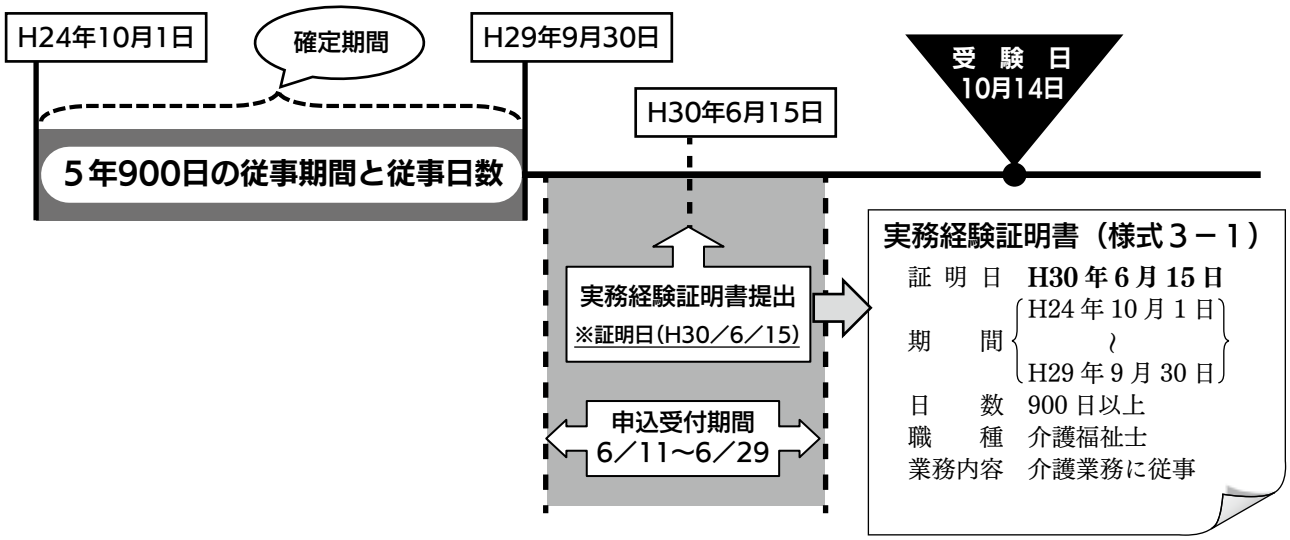

②実務経験証明書【見込】

（例）平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで介護福祉士として勤務（見込）

※５年かつ 900 日以上の期間・日数が、証明日をまたぐ場合は、申込時に【様式３－２（P37)】を提出し、要件の従事期間と日数を満たした時点で【様式３－１（P36)】を改めて提出する

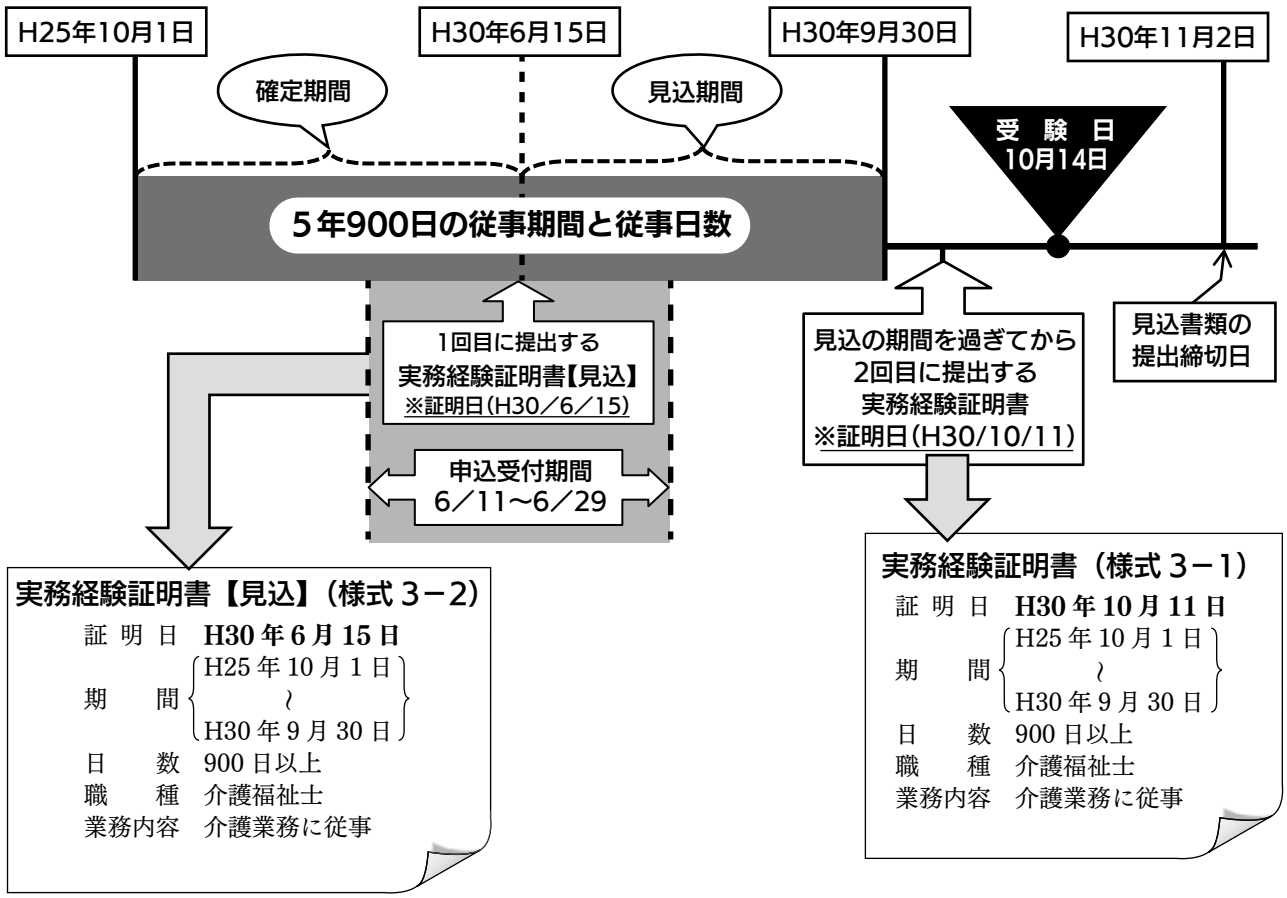

⚠ 【見込】で提出された事業所を、（証明された見込の）期間中に退職等した場合には、証明された内容が確定できません。申込受付期間以降に別事業所の実務経験証明書を受付することはできませんのでご注意ください。